

意見書案第 14 号

沖縄戦犠牲者の遺骨等を含む土砂を埋立に使用しないこと等を求める意見
書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提
出いたします。

令和 3 年 12 月 9 日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

沖縄戦犠牲者の遺骨等を含む土砂を埋立に使用しないこと等を求める意見書

沖縄戦において、一般住民を巻き込んだ地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。

激戦地であった沖縄本島南部にある糸満市摩文仁の平和祈念公園内の平和の礎には、沖縄戦などで亡くなられた241,632名の氏名が刻まれ、その中には神奈川県出身者1,334名も含まれている。

戦後76年が経過した今もなお、この地域では、戦没者の遺骨や遺品が数多く発見されており、沖縄県によれば、2,800名を超える方の遺骨が収集されていない状況にあるにもかかわらず、政府は辺野古新基地建設工事のためにこうした本島南部を含む地域からの土砂の採取を計画している。

戦没者の遺骨等が含まれるおそれがある土砂を工事に使用することは、その尊厳を冒とくするだけでなく、物言わぬ戦没者を2度殺すような人の道に反する行為にほかならず、いかなる理由があろうとも決して許されないものである。

また、平成28年には超党派の議員立法により、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律が制定され、国は戦没者の遺骨収集を確実に実施する責務を有するとされた。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む土砂を、あらゆる埋立工事に使用しないこと
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ地上戦があった沖縄県の事情に鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律を遵守するとともに、戦没者の無念と遺族の心情に寄り添い、政府が主体となって遺骨収集を実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

厚生労働大臣

宛て

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

沖縄基地負担軽減担当大臣

沖縄及び北方対策担当大臣